

豊田市立藤岡中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

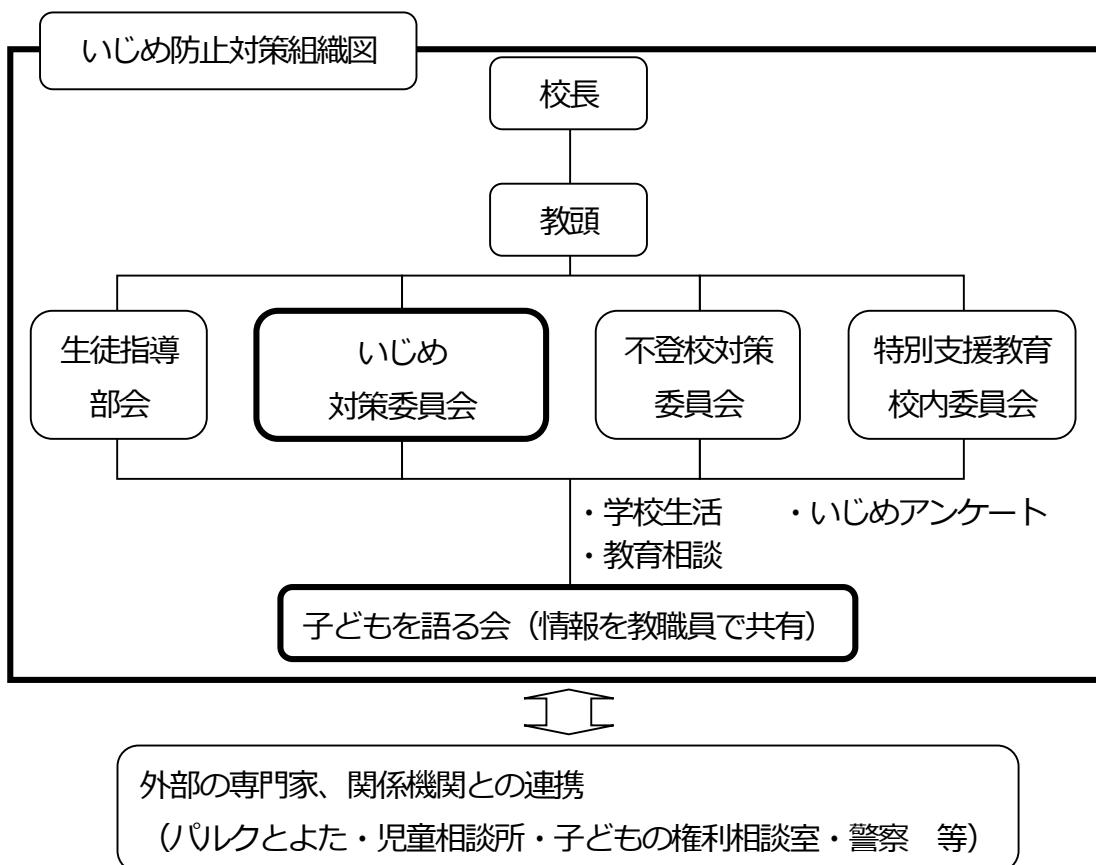
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時にいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

多くのボランティア活動を通して、豊かな人間性を育み、体育祭や合唱コンクールでは、縦割りの組団の活動を取り入れ、他学年と接することにより、生徒が自己肯定感や自己有用感を感じられるよう活動する。仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・学校生活アンケート（いじめ、学校生活について）やキャリアカウンセリング（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談表」を作成し、教育委員会へ提出する。
 - ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
 - ・警察との連携が必要と判断した場合、または判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談表」を提出する。
 - ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。
 - ・いじめ解消の判断をし、問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) いじめ対策委員会の構成員

- | | | | | | | | |
|-------|------------------------------|----------------------------|----------------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| ＜教職員＞ | <input type="radio"/> 校長 | <input type="radio"/> 教頭 | <input type="radio"/> 教務主任 | <input type="radio"/> 校務主任 | <input type="radio"/> 学年主任 | <input type="radio"/> 特支主任 | <input type="radio"/> 生徒指導主事 |
| | <input type="radio"/> 教育相談主任 | <input type="radio"/> 養護教諭 | <input type="radio"/> スクールカウンセラー | <input type="radio"/> 心の相談員 | 等 | | |

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える。

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全校職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 子どもを語る会（職員会議後）、相談部会を毎月開催する。
- イ いじめ対策委員会を年に3回開催する。（必要に応じて開催の回数は増える）
- ウ いじめの事実への対応のため、必要に応じて随時開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、生徒がインターネットやSNS等の正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるよう、継続的に指導する。
- オ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 学級活動や道徳等、生徒自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 学校生活アンケートやキャリアカウンセリング週間を定期的（5月、9月、11月、2月の年4回）に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ 学校生活アンケート等で相談のあった内容は、いじめ相談報告用紙で提出するようにし、いじめの兆候の把握に努める。
- オ 「子どもを語る会」を職員会議後に設け、1人の判断で見逃したり、抱え込んだりしないようにする。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- キ タブレットに「先生たすけて」のアイコンを作成し、生徒が悩みを相談しやすい環境を整える。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、速やかに管理職に報告し、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について、生徒に聞き取りを行う際には、客観的な事実の把握を心かけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解決の目安

- ア いじめを受けた生徒が、現在いじめないと自覚している。
 - イ いじめを受けた生徒の保護者が、現在いじめないと判断できる。
 - ウ 周りの生徒や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。
- ※いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期対応を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価、及び保護者への学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策組織でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（O J T研修）を開催し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載し、必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業に際し、事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

＜参考資料 取組の年間計画＞

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知	○学校HPに掲載
5月			○体育祭	○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	
6月			○情報モラル指導(ネットモラル) ○保健指導(命の大切さ)		
7月				○個別懇談会	
8月		○現職研修			
9月			○保健指導(心と体の成長)	□市独自の前期いじめ調査 ○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	
10月			○文化祭		
11月				○保護者への学校評価アンケート	
12月			○赤い羽根募金活動 ○人権教室	○個人懇談会 ○学校評議員への学校行事・授業の公開	
1月					
2月		○自己評価		○「心のアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談週間	
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業を祝う会	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査 ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。	
通年		○校内でのいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催(OJT)	集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。